

令和3年度定期監査(7)監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定により、令和3年度定期監査(7)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、本監査に当たっては、山中協前監査委員は令和3年10月20日まで関与し、横野茂監査委員は同月21日以降関与した。

記

1 概要

(1) 実施時期

令和3年11月10日から同月30日までの間において実日数12日間

(2) 実施内容

令和3年度練馬区監査基本計画に基づき、練馬区監査委員監査基準に準拠し、令和2年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

(ア) 現金（収納金、資金前渡金等）、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。

(イ) 予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。

(ウ) 「練馬区立学校事案決定規程（平成17年3月練馬区教育委員会訓令第1号）」、「練馬区立学校財務事務取扱要綱（昭和53年9月21日練教庶発第368号）」および「学校事務の手引 財務編」に基づき、契約事務が適正に行われているか。

(エ) 「学校施設管理の手引き」に基づいた施設管理が行われているか。また、消防設備点検における指摘事項について対応が行われているか。

(オ) 「学校版環境マネジメントシステムマニュアル」に基づいた薬品管理が徹底されているか。

(カ) 「学校情報セキュリティ対策ハンドブック」に基づいた情報管理が徹底されているか。

(キ) 遊休物品、死蔵物品等はないか。また、所属換等による有効活用が図られているか。

イ 重点事項

(ア) 「練馬区立学校徴収金取扱い要綱（平成21年3月31日20練教学庶第2927号）」および「学校徴収金取扱の手引き」に基づき、準公金（学校給食費等の学校徴収金）が適正に管理されているか。

(イ) 職員の勤務管理が適正に行われているか。特に、出勤簿と休暇・職免

等処理簿などとの不整合や休暇・職免等処理簿における鉛筆書き、職免基準欄のチェック漏れがないか。また、非常勤職員の出勤簿において、出退勤時刻、勤務時間の未記入および鉛筆書きがないか。

(ウ) 消防訓練に係る文書の作成、保存等が適正に行われているか。特に、自衛消防訓練通知書が消防署長に通知されているか。また、自衛消防訓練実施結果記録書が作成され、3年間保管されているか。

(3) 対象部課等

ア 教育委員会

(ア) 小学校16校

小竹小学校、豊玉第二小学校、豊玉東小学校、開進第二小学校、開進第四小学校、北町西小学校、田柄小学校、光が丘夏の雲小学校、光和小学校、関町小学校、関町北小学校、大泉第三小学校、大泉第四小学校、大泉南小学校、大泉学園緑小学校、泉新小学校

(イ) 中学校7校

豊玉中学校、北町中学校、光が丘第三中学校、石神井中学校、上石神井中学校、大泉北中学校、八坂中学校

(ウ) 幼稚園1園

光が丘むらさき幼稚園

2 監査結果

監査の結果、適正に行われていた。

なお、軽易な事務上の誤りについては、関係職員にその都度口頭で改善を指導した。